

在来種植栽登録制度

「江戸のみどり登録緑地」

登録申込書記載要領



目次

1 登録までの流れ	1
2 登録要件	1
3 登録申込みに必要な書類	2
4 登録要件にかかわる数値の算出方法	3
5 生きものの生息生育環境への配慮について（優良緑地）	6
6 登録申込書作成例	11

東京都環境局

1 登録までの流れ

- | | |
|----------|---|
| ①事前相談 | ・登録申込書を作成するにあたり、ご不明点等ございましたら自然環境部計画課(03-5388-3548)までお問い合わせください。登録要件や必要書類についてご案内します。
・事前相談から登録証の交付までは2～3か月かかる場合があります。 |
| ②登録申込書作成 | ・登録要件を満たしているか登録申込書の下書き段階で事前に確認します。何度かやり取りしながら、登録申込書を完成に近づけていきます。
・必要に応じて現地確認を行います。 |
| ③登録申込書提出 | ・作成した登録申込書および図面等の添付書類を提出してください。(郵送、窓口、メールによる提出が可能です。) |
| ④現地確認・審査 | ・登録申込内容どおりに施工されているか現地確認し、書類審査を行います。審査には2週間程度かかります。 |
| ⑤登録証の交付 | ・登録証(紙)及びシンボルマーク(電子データ)をお渡しします。 |

※令和3年3月31日より、登録申込書の申込者及び代理人の押印が不要になりました。メールでの提出も可能です。希望する場合は事前にご連絡ください。

2 登録要件

①対象となる緑地

1000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地※1のうち、樹木が植栽されている区域の面積※2が100平方メートル以上であるもの

(※1「東京における自然の保護と回復に関する条例」(以下「都自然保護条例」という。)第14条の緑化計画書(2ページ参照)の届出対象に同じ

※2 樹木の植栽面積の算出方法は3ページを参照。)

②登録要件

樹木における在来種の割合等が、次のいずれも満たすこと。

ア 在来種の面積割合 高木：40%以上、中木及び低木：10%以上

イ 在来種の種数 高木：4種以上、中木及び低木：3種以上

(アの算出方法は5ページを参照。)

③優良緑地の登録要件

上記の要件を満たした上で、次の取組のうち2つ以上を行っていること。

一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減

二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保

三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置

四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

💡「緑化計画書」とは？

都自然保護条例第 14 条では、1000 m²以上の敷地で建築や工作物の設置等を行う場合に、緑化計画書（緑化が完了した際には緑化完了届）による届出を義務付けています。この届出をした者は緑地の適切な維持管理に努めなければなりません。

緑化計画書による届出は緑の量を確保することが目的ですが、『江戸のみどり登録緑地』制度ではこれに加え、緑の質の確保、生きものの生息生育環境への配慮を目的としています。

なお、下記 13 区 1 市（※）では各区市の条例に基づく緑化計画書の手続に一元化されているため、当該区市の窓口へご相談ください。

※ 新宿区、渋谷区、荒川区、品川区、豊島区、江東区、港区、葛飾区、江戸川区、目黒区、足立区、世田谷区、大田区、国分寺市

3 登録申込みに必要な書類

図書名	作成・記載方法
①登録申込書 (第 1 号様式)	11 ページ参照
②位置図 (案内図)	敷地（対象緑地を含む敷地全体）及び建築物等の位置、方位、縮尺を表示してください。周辺の地勢を確認するので、公園、社寺境内地、河川、池沼等の情報を記入してください。
③植栽配置図	敷地の利用形態が分かる平面図を用い、次のとおり作成してください。 ・敷地境界は赤色の実線で着色する。 ・建築物は黄色の実線で着色する。 ・敷地内のすべての樹木について樹種名、樹高、本数を記入し、新植と既存を色分けする。
④面積計算図表	緑地面積の求積図 平面図に緑地位置を示し面積を記載してください。CAD による座標求積の場合はその旨を明記してください。 在来種植栽面積（13 ページ参照） 高木、中木及び低木に分けて、在来種の面積計算根拠を一覧表にまとめ、在来種の面積割合を算出してください。（⑤とまとめてもよい。）
⑤植栽樹木一覧表	樹木の種類（高木、中木、低木）、樹種名、形状寸法、本数を一覧表にまとめ、在来種の種数を算出してください。
⑥現地写真	敷地内の植栽全体を網羅するように撮影してください。写真に番号を振り平面図に撮影位置を記入してください。（原則として申込前 1 か月以内に撮影した写真）
⑦生きものの生息生育環境への配慮の取組に関する説明資料	優良緑地を希望する場合は、登録要件のうち 2 つ以上について、具体的な取組内容が分かる説明資料をつけてください。
⑧緑化完了書等の写し	都自然保護条例に基づく緑化完了書、あるいは区市の緑化条例に基づく緑化の完了届の写しを添付してください。

4 登録要件にかかわる数値の算出方法

※基本的な考え方は、「緑化計画の手引」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/plan_system/guide.html) にある算出方法のとおりです。

ここでは、(1) 敷地面積 (2) 緑地の面積 (3) 在来種の樹木の面積割合の考え方を説明します。

(1) 敷地面積

1000 m²以上の土地で、対象緑地を含む敷地全体の面積を「敷地面積」とします。

(2) 緑地の面積（江戸のみどりの緑地面積）

江戸のみどり登録緑地制度における「緑地の面積」は、生きものへの配慮を特に重視するため、緑化計画書における「緑化面積」とは考え方が異なります。（ここでは、「緑化面積」とわかりやすく区別するため、「江戸のみどりの緑地面積」と併記します。）

緑地の面積（江戸のみどりの緑地面積）

=①樹木の植栽面積+②「生きものの生息生育環境としての目的を有する草地及び水辺」の面積

①「樹木の植栽面積」の算出方法

※算出方法は都自然保護条例の緑化計画書の緑化面積等の算出方法を準用しています。

項目	算出方法
ア 緑地帯	原則として、縁石等で区画され樹木で覆われた土地（縁石の内側）の面積とする。なお、緑地帯の幅及び長さは、それぞれ 50 センチメートル以上確保するものとする。
イ 単独木	高木及び中木については次の算出方法により算出することができる。 a 高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠相当とした面積を算出する。ただし、高さが3メートル以上のものについては、その高さの7割を直径とする円を樹冠相当とすることができる。 b 中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠相当とした面積を算出する。 なお、一点物の松など、上記により面積算出することが適当でない場合は、実際の樹冠投影面積とする。（この場合、算出に用いた樹冠投影図を添付すること。）
ウ 生け垣	生け垣の長さに幅を乗じた面積とする。ただし、幅 60 センチメートル未満の生け垣にあつては、幅 60 センチメートルとして算出できる。この場合も、緑地帯の幅は 50 センチメートル以上確保すること。また、生け垣に用いることができる樹種は単独の成木で中木又は高木となるものとし、樹冠が重なるように植栽すること。（目安は 30 センチメートル間隔。）
エ 既存樹木 （敷地内で移植計画のある樹木も含む）	既存樹木（敷地内で移植計画のある樹木も含む。）については、アからウまでにより算出した面積を緑化面積とすることができます。ただし、高さが5メートル以上の高木について単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円の面積を樹冠相当として算出できる。（移植等に

	伴う剪定により高さが変わった場合も、剪定前の高さが確認できれば、その高さを直径とする円の面積を樹冠相当として算出できる。）
--	---

樹木の植栽面積の算出に当たって、アの計算によることが適切でない単独木や生け垣がある場合は、イからエにより算出します。

(注意点)

- ※1 敷地内の全ての樹木について面積を計上してください。(生物多様性に配慮して創出したビオトープ部分だけでなく、生け垣や駐車場の緑地帯など、全ての緑地が対象です。)
- ※2 樹冠が重なり合うなど面積が重複する場合には、重複部分を二重計上することはできません。
- ※3 敷地からはみ出している樹冠部分や建築物等と重なっている樹冠部分の面積は除外してください。
- ※4 緑地帯の中のマンホールや看板の基礎など、植栽ができない箇所は面積から除外してください。ただし、上部に樹木があり樹冠で覆われている場合はこの限りではありません。

②「生きものの生息生育環境としての目的を有する草地及び水辺の面積」の算出方法

さまざまな昆虫のすみかとするなど、生きものの生息生育環境を確保する目的の草地や水辺は、「緑地面積（江戸のみどり緑地面積）」に計上します。(面積要件は、8ページの基準三を参照。)

(計上できるもの 例)

- ビオトープ内にある池と草地。
- 昆虫のすみかとするために、ある程度刈り高を残した管理している草地空間。

(計上できないもの 例)

- × 生きものの生息生育環境としての目的をもって整備されていない次のようなもの。
建築物上の地被マット、広場などの刈り込まれた芝生、噴水など人工的な水辺空間。

(3) 在来種の樹木の面積割合

樹木における在来種のア面積割合を算出します。階層性を持つ樹林創出を目指す観点から、全ての樹木について樹冠投影面積を合算してください。緑地の面積（江戸のみどりの緑地面積）における樹木の植栽面積の算出では、樹冠の重複部分は二重計上できませんでしたが、ここでは全て合算します。

高木の在来種割合

= 在来種高木の樹冠投影面積合計 ÷ すべての高木の樹冠投影面積合計 × 100

中木及び低木の在来種割合

= 在来種中低木の樹冠投影面積合計 ÷ すべての中低木の樹冠投影面積合計 × 100

【高木・中木・低木の定義】

高木 植栽時に高さ2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるもの

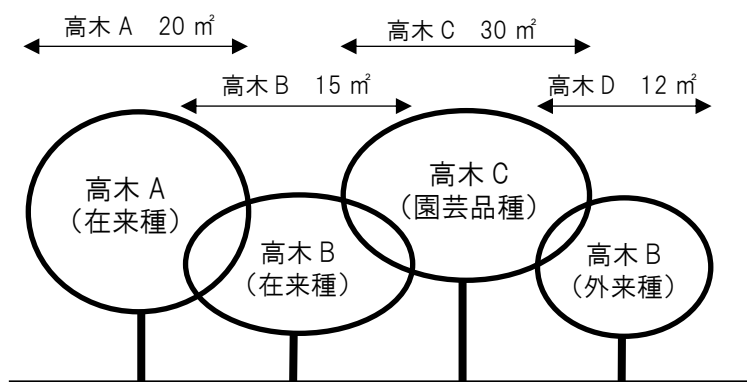
中木 植栽時に高さ1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるもの

低木 高木、中木以外で植栽時の高さが0.3メートル以上の樹木

【在来種とは？】

「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月東京都環境局）において、「東京都本土部における植栽のための在来種リスト」に掲載されている種を在来種として取り扱います。一般的に在来種とされている種でも、東京都本土部に自然分布しない種は在来種としては扱いませんのでご注意ください。

【高木における在来種面積割合算出方法の例】



$$\text{高木在来種のア面積割合} = \frac{(20+15)}{(20+15+30+12)} \times 100 = 45.5\%$$

(4) 在来種の樹木の種数

書類作成例（13 ページ）を参考に、高木、中木及び低木それぞれについて、同じ樹種の重複がないようにカウントしてください。

5 生きものの生息生育環境への配慮について（優良緑地）

優良緑地の登録を希望する場合には、生きものの生息生育環境に配慮した取組を、登録要件の中から2つ以上選択します。さらに、具体的な登録基準を満たしていることを、次頁以降のチェックポイントにて確認の上、説明してください。

【優良緑地の具体的な登録基準】

登録要件	基準
一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減	緑地の半分以上の区域において、病害虫の発生時のみ化学薬品を使用するものとし、予防的な散布としては使用していないこと。
二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保	昆虫類や鳥類等の動物の生息場所づくりに関し、以下の項目のうち2つ以上に取り組んでいること。 ① 100㎡あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5のどちらか小さい面積以上について、昆虫類や鳥類の生息場所への配慮を目的とした草刈りや樹木剪定等の時期、範囲、高さ等の工夫を行っている。 ② 落ち葉や剪定枝、石積みなどを利用した動物の生息場所を2か所以上設置している。 ③ バードバスや、鳥類やハチ類などが営巣できるような巣箱等（2か所以上）を設置している。 ④ 鳥類や昆虫類を効果的に誘引する実や花などをつける在来種の植物を4種以上導入している。（樹種選択の理由を示して説明） ⑤ その他動物の生息場所確保の工夫であって上記各号に準じる取組と認められるものを実施している。
三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置	樹木に覆われた区域以外で配置されているものであって、100㎡あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5（水辺については1/10）のどちらか小さい面積以上の草地及び水辺であること。
四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮	以下のいずれかの取組を実施していること。 ① 緑地の土壌診断の実施とそれに伴う土壌環境の改善（有機肥料の投入、エアレーション、土壌の入れ替え等）に取り組んでいる。 ② 専門家による動植物のモニタリングを実施するとともに、それを緑地管理業務等へ反映している。 ③ その他生きものの生息生育環境への配慮であって上記に準じる取組と認められるものを実施している。

<優良緑地の登録基準（詳細なチェックポイント）>

申請時には、各号のチェックポイントを確認の上、基準を満たしている旨を説明願います。また、基準を満たしていることを読み取れる資料を添付してください。

一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減

【基準】

緑地の半分以上の区域において、病虫害の発生時のみ化学薬品を使用するものとし、予防的な散布としては使用していないこと。

- ・生きものに配慮した緑地管理として、日常管理の中で化学薬品を使用していない旨が緑地の管理方針や仕様書、計画書等で定められている。例外的に化学薬品を使用する場合には、その範囲、量、頻度などの条件が示されている（化学薬品の使用が限定的であることを確認できる）。
- ・管理日報や報告書等で化学薬品が日常的、予防散布的に使われておらず、限定的な使用となっていることが確認できる（害虫が出た場合や、予防散布が必要な区域以外での使用があった場合などに限られている）。

二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保

下記①～⑤のうち、2つ以上に取り組んでいること。

【基準二の①】

100 m²あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5のどちらか小さい面積以上について、昆虫類や鳥類等の生息場所への配慮を目的とした草刈りや樹木剪定等の時期、範囲、高さ等の工夫を行っている。

- ・前提として緑地管理に必要な以上の化学薬品を使わないなど、生きものへの基本的な配慮がなされている。
- ・生きものを呼び込むことを目的として動物の好む環境を作り出す取組を実施している。
- ・敷地内での各取組が、明確な意思をもって行われており、生きものへの配慮という目的を持ち、どのような効果を期待して取り組んでいるかが申込書及び添付資料に記載されている。また、取組が対外的にもわかるようになっていることが望ましい。

【基準二の②】

落ち葉や剪定枝、石積みなどを利用した動物の生息場所を2か所以上設置している。

- ・石積みは、目地にモルタル等を詰めず隙間ができるように石（自然石が望ましい）を積み上げたもの。
- ・各取組について、生きものの生息空間を創出するために実施されていることが書面等で読み取れる。

【動物の生息場所の例】



石積み（オークヒルズ 仙石山森タワー）



落ち葉溜め（同左）

【基準二の③】

バードバスや、鳥類やハチ類などが営巣できるような巣箱等（2か所以上）を設置している。

- ・ 巣箱は、バードバスなどの水辺とセットで設置されていることが望ましい。
- ・ 鳥類の巣箱は、誘引を見込んでいる鳥種に合わせたサイズである。
- ・ 猫等に襲われる危険がないように設置場所の高さ等を工夫している。

【基準二の④】

鳥類や昆虫類を効果的に誘引する実や花などをつける在来種の植物を 4 種以上導入している。
（樹種選択の理由を示して説明）

きもの関係性が示されている。 ⇒別紙<鳥やチョウが好む在来種の例>参照

- ・ なるべく多くの樹種を使い、多くの生きものを緑地に呼ぶような植栽がなされている。

【基準二の⑤】

その他動物の生息場所確保の工夫であって上記各号に準じる取組と認められるものを実施している。

ねらいと具体的な内容が、効果も含めて示されている。

三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置

【基準】

樹木に覆われた区域以外で配置されているものであって、100 m²あるいは樹木に覆われた区域面積の1/5（水辺については1/10）のどちらか小さい面積以上の草地及び水辺であること。

面積根拠とともに示されている。

<草地の例>

- ・ 芝の長さを均一に刈り揃えるようなグラウンドや広場としての利用を想定した管理ではないもの。
- ・ 化学薬品を使用するエリアに含まれていない。

<水辺の例>

- ・ コンクリートむき出しのような人工的な水辺空間ではなく、水辺や護岸が自然材料でできている。水生植物が植えられていたり、水底に泥がたまっていたりする環境が形成されている。
- ・ 水について、必要以上の薬品処理等生きものが利用できない処理がされていない。
- ・ いつでも生きものが利用できるよう、年間を通じて水が張られている（目標とする生きものの生息環境による）。
- ・ 常に一定以上（半分以上）の開放水面が確保され、植物や藻類に水面が覆い尽くされていない。

四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

下記①から③のうち、いずれかに取り組んでいること。生きものに配慮した緑地を造って終わりではなく、その効果や取組を検証（モニタリング）し、調査した結果が緑地管理の改善点として取組に反映されているか（PDCA サイクルがしっかりと構築されているか）、また持続性があるかで判定する。

【基準四の①】

緑地の土壌診断の実施とそれに伴う土壌環境の改善（有機肥料の投入、エアレーション、土壌の入れ替え等）に取り組んでいる。

- ・生きものの生息生育環境を支える重要な基盤となる土壌環境について、土壌診断を実施し、その結果を踏まえてどのような対策を実施したかが示されている。

【基準四の②】

専門家による動植物のモニタリングを実施するとともに、それを緑地管理業務等へ反映している。

- ・緑地内での各種取組みの効果がモニタリングで確認されている。
- ・モニタリングの結果、どのような課題や改善があるかが示されている。
- ・過去のモニタリングの結果を踏まえて改善を行った（ている）ことについて、説明されている。

【基準四の③】

その他生きものの生息生育環境への配慮であって上記に準じる取組と認められるものを実施している。

- ・上記以外にも、生きものの生息生育環境への配慮には多くの取組が考えられることから、その取組について、ねらいと具体的な内容が効果も含めて示されている。
- ・緑地の意義や価値を発信・伝達し広く共有するための取組も、特に優れた内容であれば評価の対象となる。

＜鳥やチョウが好む在来種の例＞

階層	常緑 落葉	樹種	鳥類	チョウ類		
				吸蜜	食餌木	
高木層	常緑	モチノキ	ヒヨドリ ツグミ など			
	落葉	ウミズザクラ	ムクドリ アカゲラ アオバト など	○		
		クヌギ	カケス キジバト など		ミズイロオナガシジミ アカシジミ ウラナミアカシジミ	
		コナラ	ハト類 カケス など	○	ミズイロオナガシジミ アカシジミ オオミドリシジミ	
		ヌルデ	ツグミ類 アトリ類 キツキ類 など			
		ミズキ	ヒタキ類 ツグミ類 など			
		ムクノキ	ツグミ類 アトリ類 など			
		ヤマグワ	ツグミ類 レンジャク類 など			
		ヤマザクラ	ムクドリ アカゲラ アオバト など	○		
		ネムノキ		○	キタキチョウ クロシジミ	
		エノキ	ツグミ類 アトリ類 など		オオムラサキ ゴマダラチョウ テングチョウ	
低木層	常緑	イヌツゲ	ツグミ オナガ ムクドリ など			
	マサキ		メジロ ジョウビタキ など	○		
	落葉	アキグミ		ツグミ類 メジロ など		
		イヌザンショウ		メジロ ヒタキ類 など		
		イボタノキ		レンジャク類 など		ウラゴマダラシジミ
		ガマズミ		ツグミ類 ジョウビタキ など	○	コツバメ
		サンショウ		メジロ ヒタキ類 など		ナミアゲハ クロアゲハ
		ニシキギ		ツグミ類 カラ類 など		
		ノイバラ		アトリ類 ツグミ類 など		
		ムラサキシキブ		メジロ ヒヨドリ など		
		ヤマハギ			○	キタキチョウ コムスジ ウラナミシジミ
		ユキヤナギ			○	ホシミスジ コツバメ
		低木 ～ 高木	常緑	ヒサカキ	マヒワ カシラダカ など	
落葉	ナツグミ		ツグミ類 メジロ など			

参考：「改訂版 緑化樹木ガイドブック（ポケット版）」

（一般財団法人日本緑化センター編・一般社団法人日本植木協会編 2011）

「野鳥と木の実と庭づくり～木の実と楽しむ、バードライフ～」(叶内拓哉 2016)

「庭木と緑化樹 1 針葉樹・常緑高木」(飯島亮・安藤俊比古 1974)

「新・庭に鳥を呼ぶ本」(藤本和典 2009)

「野生を呼び戻す ビオガーデン入門」(杉山恵一、牧恒雄編 1998)

「花と蝶を楽しむバタフライガーデン入門」(海野和男 1999)

6 登録申込書類作成例

登録申込書（記入例）

別記			
第1号様式（第4条関係）		年 月 日	
東京都知事 殿			
(申込者)			
住所 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号			
氏名 ○〇〇株式会社 代表取締役△△			
電話番号 03-××××-××××			
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)			
(代理人)			
住所 東京都立川市錦町〇丁目□番×号			
会社名 株式会社△△設計事務所			
担当者氏名 □□ □□			
電話 042-×××-××××			
登 録 申 込 書			
在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第4条の規定により、次のとおり、「江戸のみどり登録緑地」への登録を申し込みます。			
名称	東京の森（〇〇〇株式会社本社ビル）		
所在地	東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号		
敷地面積（1,000㎡以上）	2,974.5㎡	緑地の面積 （うち樹木の植栽面積）（100㎡以上）	720.2㎡ （ 640.2㎡）
緑地の説明	以下のようなことを記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地のコンセプト、植栽の概要 ・確認されている動植物 ・生物多様性の保全に関する取組み内容 ・普及啓発の実施状況 ・PRポイント 		
樹木における在来種の割合等	<input type="radio"/> 在来種の樹木の面積割合 高木：75.2%（ 434.2㎡）、中木及び低木： 43.2%（ 304.5㎡） <input type="radio"/> 在来種の樹木の種数 高木： 8 種、 中木及び低木： 5 種 <input type="radio"/> 主な樹種、数量等（在来種を中心に） ケヤキ4本、アオハダ4本、ヤマボウシ5本、ハウチワカエデ3本、イヌマキ5本、他別紙参照		

P.3 算出方法により面積を算出してください

P.13 を参考に樹木リストを作成の上、在来種の面積割合や種数をカウントしてください

<p>生きものの生息生育環境への配慮</p> <p>※優良緑地として登録を希望する場合は、第6条各号の中から2つ以上の要件について取組内容を記載（詳細は添付資料で別途説明してください）</p>	<p>一号要件：化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減 化学薬品（農薬）は全体に散布せず、必要に応じて必要な植物にスポット的に使用して、他の生物に影響を与えないよう配慮している。</p> <p>二号要件：昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保 造成時に実施した生きものモニタリング結果に基づき、ビワ、ヤマグワなどの実のなる木など、生きものを誘引できる樹種を選定している。バードサンクチュアリとして立入禁止区域を設け、コゲラを誘引するための枯れ木やバードバスを設置している。</p> <p>三号要件：生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置 雨水を利用した池、在来の植物を使用した原っぱを整備し、薬剤を使用せずに管理して生きものの生息生育環境を確保している。原っぱは過度な刈込を行っていない。</p> <p>四号要件：前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮 生き物や植物の定期モニタリングに取り組んでいる。侵入してくる外来種については、対策マニュアルを作成し、原っぱでは抜き取り、刈り取りなどの対策を行っている。池では、地域住民の協力を得ながらかいぼりをおこなっている。</p>
<p>完成（予定）年月</p>	<p>年 月</p>

書ききれない場合や、写真やイメージ図等がある場合は、ここには概要を記載し、別紙を付けてください。

※欄の大きさは適宜調整してください。

※緑地の説明の欄には、緑地のコンセプト及び緑地内の植栽の概要（以上必須）、確認されている動植物、普及啓発活動の実施状況、PRポイント等について記載してください。

※必要添付資料

- ・位置図(敷地及び建築物等の位置及び方位を示すもの)
- ・緑地の形状、面積、在来種割合等の計算根拠資料（図面、樹種リスト及び数量表等）
- ・生きものの生息生育環境への配慮に関する説明資料（記載した場合）
- ・現地の写真（原則として申込み前1か月以内に撮影したものを複数枚）
- ・その他説明資料（適宜）

樹木リスト（作成例）

在来種の樹木の面積割合・種数 計算根拠表 作成例（高木）

■高木 在来種面積割合・種数

在来種

No.	樹種	樹高(m)	数量(本)	直径(m)	半径(m)	面積(m ²)	面積*数量(m ²)	控除面積(m ²)	控除後面積(m ²)
1	アオハダ	6.0	4	4.2	2.1	13.8	55.4		55.4
2	ケヤキ（既存）	15.0	1	15.0	7.5	176.6	176.6	5.2	171.4
	ケヤキ	8.0	3	5.6	2.8	24.6	73.9		73.9
3	タブノキ	5.0	3	3.5	1.75	9.6	28.8		28.8
3	ヤマボウシ	5.0	2	3.5	1.75	9.6	19.2	4.8	14.4
	ヤマボウシ	3.5	3	2.45	1.225	4.7	14.1		14.1
4	ハウチワカエデ	4.0	3	2.8	1.4	6.2	18.5		18.5
5	イロハモミジ	4.0	4	2.8	1.4	6.2	24.6		24.6
	イロハモミジ	2.0	2			3.0	6.0		6.0
6	イヌマキ	2.0	5			3.0	15.0		15.0
7	ヤマモモ	2.0	3			3.0	9.0		9.0
8	リュウブ	2.0	1			3.0	3.0		3.0

計 434.2

在来種以外（外来種、栽培品種）

No.	樹種	樹高(m)	数量(本)	直径(m)	半径(m)	面積(m ²)	面積*数量(m ²)	控除面積(m ²)	控除後面積(m ²)
1	シダレザクラ（既存）	5.0	1	5.0	2.5	19.6	19.6		19.6
2	ヒトツバタゴ	5.0	3	3.5	1.75	9.6	28.8		28.8
3	ウメ	4.0	2	2.8	1.4	6.2	12.3		12.3
4	マロニエ	4.0	1	2.8	1.4	6.2	6.2		6.2
5	マグノリア ワダスメモリー	3.5	5	2.45	1.225	4.7	23.6		23.6
6	常緑ヤマボウシ 月光	3.5	2	2.45	1.225	4.7	9.4		9.4
	常緑ヤマボウシ ミルキーウェイ	3.0	3	2.1	1.05	3.5	10.4		10.4
7	グミ ギルドエッジ	2.5	10			3.0	30.0		30.0
8	スダチ	2.5	1			3.0	3.0		3.0

計 143.3

高木 在来種種数 8種
在来種面積割合 75.2%

434.2/(434.2+143.3)*100